

特定テーマごとの 日曜日労働相談

県では、12月までの第2日曜日に特定テーマごとの日曜日労働相談を実施します。来所または電話でご相談ください。

●日時・内容

▽10月14日(日) 午後1時～午後4時
未払い賃金、労働時間、休日・休暇(年休など)について

▽11月11日(日) 午後1時～午後4時
労働時間(長時間労働など)、育児休業、介護休業などについて
▽12月9日(日) 午後1時～午後4時
解雇、退職勧奨・退職、退職金について

●場所・問い合わせ

くまもと県民交流館パレア
しごと相談・支援センター
☎096-3552-3613

使用者も、労働者も 必ずチェック最低賃金

熊本県最低賃金が改定されました。平成24年10月1日から適用されます。

▽時間額653円

この最低賃金は、県内すべての

事業所、労働者に適用されます。

●中小企業を応援する業務改善助成金
中小企業主が、事業所内で最も低い時間給を4年以内に800円以上に引き上げる計画を策定し、毎年40円以上の賃上げを実施する場合に、要した費用の2分の1を助成します。(上限100万円、下限5万円)

●問い合わせ

熊本労働局労働基準部賃金室
☎096-355-3202

薩摩街道歴史ふれあい ウォーク参加者募集!

江戸時代から、肥後と薩摩の人物、文化を結び、豊臣秀吉、天璋院篤姫、坂本龍馬、西郷隆盛などの偉人も通ったという薩摩街道。偉人たちが残した足跡をたどりながら、両地域の歴史や魅力を感じてください。

ゴールのエコパークでは、地域のうまかもん、農産物、加工品が大集合する特産展を同時開催します。詳しくはホームページ(<http://www.nanaurameguri.com/sat-sumakidou>)をご覧ください。
●開催日 12月2日(日)
●ウォークコース 全5コース

●参加料

1000円(中学生以下500円)

●申込期限

11月9日(金)

●問い合わせ

薩摩街道歴史ふれあいウォーク
熊本県実行委員会(芦北地域振興局総務振興課内)

☎82-4445



薩摩街道案内人の養成講座

薩摩街道案内人の養成講座ならびに実際に歩いてみたいと思う人に、案内人と歩く機会をつくりました。薩摩街道の歴史に興味がある、案内人として薩摩街道を歩きたいという人はぜひお申し込みください。参加費は無料です。

●佐敷太郎越えコース

【日時】

10月14日(日) 午前9時

【出発・到着点】

田浦浜八幡～佐敷社会教育センター

●津奈木太郎越えコース

【日時】

11月11日(日) 午前9時

【出発・到着点】

佐敷社会教育センター～つなぎ温泉四季彩駐車場

●歌坂、陣の坂越えコース

【日時】

11月25日(日) 午前9時

【出発・到着点】

つなぎ温泉四季彩～エコパーク水俣

●その他

弁当や飲み物は持参です。また、

出発・到着点からの交通費は自己負担です。

●問い合わせ

薩摩街道ななつら案内人の会

会長 松原久美子

☎090-1979-1329

平成25年度「児童福祉 週間」標語募集

こども未来財団では、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間で「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。平成25年度の児童福祉週間に向け、その象徴となる標語を募集し

ます。詳しくは、ホームページ

(<http://www.kodonomiiaizaid-an.or.jp/>)をご覧ください。当財団へお問い合わせください。

●募集期限 10月22日(月)

●募集内容

元気で頑張る子どもたちを応援する標語や、未来に向けての子どもたちからのメッセージとなる標語

●主催

厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(財)こども未来財団

●問い合わせ

(財)こども未来財団 研修調査課標語募集係

☎03-5510-1833

全国豊かな海づくり大会 1年前プレイベント開催

●記念放流事業

▽日時

10月28日(日)

午後2時～午後3時

▽場所

エコパーク水俣親水護岸

●2012くまもと農業フェア&海づくりフェスタ

▽日時

10月27日(土)、28日(日)

午前9時～午後4時

全国地域安全運動『みんなでつくろう安心の街』

10月11日から20日は全国地域安全運動実施期間です。防犯協会や地域の安全を守る団体・警察が、地域安全活動をさらに強化するとともに、相互間の連携の一層の緊密化を図ることで、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

●スローガン

『みんなでつくろう安心の街』

●主催

熊本県警察、(公社)熊本県防犯協会連合会

●重点項目

①子どもと女性の犯罪被害防止、②オートバイ・自転車盗および車上ねらいの防止、③住宅を対象とした侵入犯罪の防止

●問い合わせ

水俣警察署

☎62-0110

年金情報

国民年金への届け出を忘れずに!

職業などで種別が変わったら 届け出を!

国民年金の加入の種別は職業などによって変更になることがあります。種別が変わっても、きちんと届出をしていれば記入記録はつながっていきますので、忘れずに届け出ましょう。

国民年金の種別

種別	加入する人	加入・変更の手続き
第1号被保険者	自営業・学生など (20歳以上60歳未満)	お住まいの市区町村に届け出ます
第2号被保険者	会社員・公務員 (65歳未満)	勤務先が社会保険事務所に届け出ます
第3号被保険者	会社員・公務員に扶養されている配偶者 (20歳以上60歳未満)	配偶者の勤務先が社会保険事務所に届け出ます
任意加入被保険者	日本国籍で海外に住んでいる20歳以上65歳未満の人、老人(退職)年金を受けられる60歳未満の人、日本国内に住む60歳以上65歳未満の人	お住まいの市区町村に届け出ます

届け出忘れが多い例

- ・退職するとき
厚生年金保険(以下「厚生年金」)に加入していた人は、国民年金の届け出が必要となります。
- ・65歳以上の会社員が配偶者を扶養するとき
厚生年金には70歳になるまで加入しますが、65歳以上で老齢厚生年金などの受給権がある人は国民年金の第2号被保険者とならないため、その人に扶養されている配偶者は届け出が必要です。
- ・第1号被保険者の住所や氏名が変わったとき
住所や氏名が変更になった時も、届け出が必要です。

出張年金相談(予約制:0965-35-6123)

(年金事務所の職員が相談をお受けします)

10/11(木)芦北町役場、10/12(金)水俣市もやい館

【問い合わせ先】

八代年金事務所 Tel 0965-35-6143

住民課住民班 Tel 78-3113 (内115)